

年金はいつもらうのがお得？

「人生100年時代」と言われている今、60歳の定年を過ぎた人でも、働くことは珍しくありません。多くの選択肢がありますが、その一つとして、老齢年金の受け取り開始時期を早めたり遅くしたりすることができるのはご存知でしょうか。

今回は年金の「繰り上げ受給」と「繰り下げ受給」制度について紹介していきます

○「繰り上げ受給」

65歳を待たずに60歳から65歳の間で年金の受け取りを開始することができる制度。ただし繰り上げ受給をした場合、年金受給期間が長くなるため、一生毎月受取額が少なくなってしまうことや障害基礎年金や寡婦年金などの受給資格を失ってしまう。

例)

1962年生まれで2022年に60歳になる男性が繰り上げ受給した場合

請求した月から65歳の誕生日を迎える前月までの月数の0.4%分が減額率となる

60歳0か月で請求したとすると「 $0.4\% \times 60$ か月」で24%の減額率となる

○「繰り下げ受給」

65歳より後に年金受給開始をすることができる制度。時期を遅らせる分、毎月の年金受給額が多くなる。1952年4月1日以前に生まれた人は70歳まで、1952年4月2日以降に生まれた人は75歳まで繰り下げることができる。繰り下げ受給した場合、受給額が生涯にわたり増額される反面、早く亡くなった場合には65歳から受給を開始していた方がトータルの受給額が多くなる場合もある。

計算方法としては、65歳に達した月から繰り下げを申し出た月の前月までの月数に0.7%を乗じる。

例) 66歳0か月で請求した場合

65歳0か月から66歳0か月の12か月間が対象となり、増額率は「 12 か月 $\times 0.7\%$ 」となり、8.4%の増額率となる

【池上の視点】

物価の高騰化が進み、60歳になったら定年退職してのんびり暮らすということも厳しくなっているように感じます。個人の収支の状況を把握して、年金の受給時期をずらすということも一つの手ではないでしょうか。

株式会社 FREE PEACE

〒160-0023 東京都新宿区西新宿 6-24-1 西新宿三井ビルディング 15 階

TEL : 03-6258-1131 FAX : 03-6258-1132 URL : <http://free-peace.co.jp>

2011年4月より活動を開始し、皆様のお陰で現在では年間組を超える住宅購入相談実績をもつ企業に成長致しました。今後もお客様をサポートする最良のパートナーである事を約束します！！